

●鎌ヶ谷市保育所等設置・運営事業者募集事業 質問事項回答（令和7年10月24日まで受付分）

No.	受付日	内容	回答
1	10月2日	認可外保育施設（定員15名、0~3歳未満対象）は運営実績に含まれるか。	運営実績は保育所・幼稚園・認定こども園としているため、認可外保育施設は対象外とします。
2	10月3日	定員60名は最大か最低か	定員60名で以上でも以下でもありません。
3	10月3日	対象地域は鎌ヶ谷市全域か	そのとおり。ただし、審査の際に、駅からの利便性や地域需要等が考慮されます。
4	10月3日	地域需要等が多いのはどのあたりか。	京成松戸線新鎌ヶ谷駅や初富駅、鎌ヶ谷大仏駅、東武鎌ヶ谷駅周辺などは、今後も集合住宅等の開発が見込まれているため、特に地域需要が見込まれるものと推察されます。
5	10月3日	市街化調整区域でも問題ないのか。	申請は可能です。 ただし、市街化調整区域を候補地とする場合には、要件により開発行為が認められない可能性もあり得るため、事前に市の都市建設部門（開発指導室等）へ具体的な要件を備えて確認してください。
6	10月3日	園庭は敷地内に必ず設置しなければならないか。	保育所の場合には、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条第1項第4号に規定のとおり、近隣公園等の代わるべき施設も認められる場合があるため、必須とするものではありません。ただし、児童の健全育成のため、基本的には敷地内に備えていることが望ましいです。 認定こども園の場合には、施設類型を問わず、敷地内に屋外遊技場（園庭）を備えることが必須となります。

No.	受付日	内容	回答
7	10月6日	土地を借りて事業を実施するとして、賃貸借等の補助はいつから行われるのか。	園の運営が開始してからとなります。 (例：令和9年4月から保育事業を開始する場合には、令和9年4月分から)
9	10月6日	建築時に完了検査を行っていない物件の場合、国土交通省に届け出をしている指定確認検査機関等に「検査済証の無い建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査の為のガイドライン」を行い、現時点での建築基準法を満たし、検査済証があるのと同等であると証明ができた場合は検査済証が無い物件でも候補にすることは可能か。	建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証の提出ができない既存建築物については、本事業の対象外となります。
10	10月6日	市街化調整区域の貸地において事業者が土地を借りて事業者名義で保育園を建てるのではなく、土地の所有者に保育園を建てていただきそれを賃借するという「建て貸し」は認められますか？	賃借物件により保育所を整備することは可能ですが、前提として、市街化調整区域にて開発行為の申請を行う場合、土地所有者が建て貸しを目的に開発行為を行うことが許可されないため、本件については認められません。
11	10月9日	募集要項「88. (2) 賃貸物件による保育所等改修費補助金」について、鎌ヶ谷市独自で整備されている補助金がございますでしょうか。独自の補助金がある場合、具体的な補助内容や金額をご教示いただきたく存じます。	当該項目については、国庫補助である「保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）」の活用を見込んでおり、市独自の補助の用意はありません。
12	10月15日	事前相談の時点で土地が決まってない場合はどうなるか。	決定後に土地について記載してある事前相談書が差し替えでもらえれば、当初の時点で土地が未決定でも事前相談を行うことは可能です。

No.	受付日	内容	回答
13	10月16日	①選定委員会で選定されたら、工事着工を開始できるか。 ②補助金の支払いタイミングはいつか。	①工事に着工できるのは、国からの内定が下りてからとなります（内定前に結んだ契約等については、補助金の交付対象外となります）。 ②上記と同じく国の内定が出て以降となります。基本的には後払いとなりますが、一部前払金として対応できる可能性もありますので、その際にはご相談ください。
14	10月17日	認可外保育施設、小規模保育事業者は運営実績に含まれるか。	募集要項の「2 応募資格」に記載のとおり、運営実績は保育所・幼稚園・認定こども園としているため、認可外保育施設、小規模保育事業者は対象外となります。
15	10月17日	市街化調整区域は建てることは可能か。	本事業において市街化調整区域を事業候補地とすることは可能ですが、建物の建築の可否については開発指導室へ直接ご確認ください。
16	10月20日	白井市との市境（軽井沢地区）だが、応募できるか。	要項のとおり、既存施設との位置関係等をクリアすれば、基本的には市内であれば申請は可能です。ただし、審査の際に、駅からの利便性や地域需要等が考慮されます。
17	10月21日	接道が1方向しかなく建物に2か所以上で入り口を作っても同じ道路に出してしまう場合は2方向避難とならないのでしょうか？ それとも、建物に2か所以上で入り口を作れば2方向避難とみなしていただけるのでしょうか？	接道が土地の1方向のみであっても、接道面で出入口間に有効な距離を確保した場合には二方向避難として判断します。 保育所という施設の性質上、自力で避難できない乳幼児も在籍することから、建物から出た後も児童が安全に避難できるよう、避難経路等について申請時等にこちらから確認させていただくことがございますので、ご注意ください。 また、建築基準法施行令第121条や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第45条等の規定により、二方向の出入口や避難用の屋外用階段の設置が義務付けられておりますので、あわせてご注意ください。

No.	受付日	内容	回答
18	10月22日	事前相談書に添付の監査結果の写しについては、運営しているすべての施設のものが必要でしょうか。	運営している保育所が数多い場合には、施設名及び監査結果（文書指摘の有無、文書指摘を受けている場合にはその対応状況）がわかる一覧表等をご提出いただければ、全施設の写しは必要ありません。 なお、後日追加資料の提出を依頼する可能性がありますので、ご注意ください。
19	10月23日	①2か所検討しているが、どちらが良いか確認してもらえるか。 ②白井市との市境だが、白井市の児童を入れることができるか。 ③同じ敷地内にデイサービスの施設は建てられるか。	①どちらが良いかという回答は致しかねます。駅からの利便性等を考慮し、事業者で判断ください。また、事前相談の際は2か所の提案で来ていただいても差し支えありません。 ②他市の児童が入所することも可能ですが、原則は鎌ヶ谷市の児童が優先となります。 ③事業提案のひとつとしてご提案いただくことは可能です。ただし、設置にあたっては県認可や開発行為等の確認、施設整備に係る補助金額の按分等が必要となる可能性がありますので、ご注意ください。
20	10月23日	①事前相談書に必要な書類は他にあるか？ ②事前相談書の土地の情報は仮の情報でよいか？	①事前相談書、直近の監査に係る資料、施設整備予定地のわかる資料をご用意ください。 ②事前相談書の土地の情報はまずは仮の情報で差し支えありません。